

第 59 回 高輪築堤調査・保存等検討委員会【全体会】

日時：2025 年 9 月 3 日（水）

全体会・部会①・部会②・部会③ 10:00～12:00（予定）

場所：TKP ガーデンシティ PREMIUM 品川高輪口

次 第

【全体会】

(1)開会

(2) 5・6 街区の高輪築堤跡の文化財的価値及び保護措置について (3) 【資料 1】

(3)その他

(4)閉会

※なお、資料のなかで個人に関する情報や事業の関係等で非公開である情報については、一部表現を修正しています。その他、写真・図について一部訂正や出典等の加筆・修正をしています。

資料 1

2025. 9. 3

5・6 街区の高輪築堤跡の文化財的価値及び保護措置について (3)

2025 年 8 月 6 日の第 58 回高輪築堤調査・保存等検討委員会では、7 月 2 日の同委員会において提示した、委員見解「5・6 街区の高輪築堤跡の文化財的価値及び保護措置(2)」の基本的考え方を受けた J R 見解が示された。そこでは、最初に開発計画ありきではなく、残存している遺構の全面的な現地保存を前提にした開発計画を検討し、その説明及び評価を行った結果、全面的な現地保存とした場合、地下掘削可能検討範囲は建築敷地範囲の約 51% になり、それを前提にした大深度の建築計画の実現は困難であるとされた。

本文書は、こうした J R 見解を受けて、5・6 街区の高輪築堤跡の文化財的価値及び保護措置について、次の段階の協議に向けて委員の見解をとりまとめたものである。

1. 文化財的価値について

文化財的価値の評価について、これまでの委員見解をまとめると以下ようになる。

- ①高輪築堤跡の遺構は日本の近代化土木遺産を代表する遺跡として、わが国の近代史、鉄道史、土木史、産業史上重要な位置を占めている。また、東京や高輪の地域史を考える上でも貴重な遺跡である。
- ②国史跡「旧新橋停車場跡及び高輪築堤跡」に指定された、2 街区の築堤部及び 3 街区の第 7 橋梁橋台部・築堤部と一連のものであり、国指定史跡にふさわしい文化財的価値を有していると評価できる。
- ③高輪築堤跡の文化財的価値の判断基準は、「希少性」「連続性」「遺存度」「歴史的重層性」という観点に基づいている。
- ④ 5・6 街区及び隣接地区の高輪築堤跡は、1～4 街区の高輪築堤跡と同等の文化財的価値を有するとともに、高輪築堤跡の構造の多様性を示す貴重な遺構であると考えられる。高輪築堤跡の構造の多様性は構築方法の違いや構築時の工区を示すものである。また、第 8 橋梁及びそれにとまなう南北横仕切堤が含まれ、旧品川停車場につながる部分にあたる点も重要である。
- ⑤ 6 街区の海側石垣に設置された張り出し遺構は、4 街区で検出された信号機跡と類似しており、わが国最初期の信号機跡と推定される貴重な遺構である。

2. 保護措置について

保護措置については、以下のとおりである。

- ①保護措置は上記のような文化財的価値の評価に基づいて判断する。とくに、高輪築堤跡全体が「希少性」の高い遺構であり、その中でも信号機跡はきわめて「希少性」が高い。高輪築堤跡の遺構は「連続性」を有し、「遺存度」はきわめて良好である。鉄道開業時から複線化、3線化さらに周辺の埋め立てを経て現在に至る、日本の鉄道発展の「歴史的重層性」がうかがわれるという評価を前提とする。
- ②保護措置は「現地保存」「移築保存」「記録保存」に分かれるが、遺跡の価値は「現地保存」によって維持されるものである。「移築保存」「記録保存」の際に発掘調査が行われるが、考古学では発掘調査は遺跡を破壊する行為の一種とされている。埋蔵文化財行政では、原則として遺跡を現状のまま後世に保存する「現地保存」の措置をとり、やむを得ずそうした措置をとることができない場合、発掘調査等によって埋蔵文化財の記録を作成する「記録保存」が行われる。したがって、保護措置についての協議は、遺跡の全面的な「現地保存」を検討することを出発点としたが、冒頭で述べたように、次の段階の協議として部分的な「現地保存」の検討を行う。
- ③1～4街区の保護措置については、3街区第7橋梁橋台部約20mとそれにつながる南北の築堤部各約30m、合わせて約80m、及び4街区の信号機跡を含む築堤跡の可能な限り長い区間の遺構を「現地保存」することを要望した。残念ながら後者は実現できず、信号機跡を含む築堤跡約30mを「移築保存」することになった。すなわち、1～4街区で「現地保存」された築堤部は、第7橋梁橋台部につながる南北約30mずつ、2街区の公園部分の約40mであり、高輪築堤の海上築堤の鉄道らしい「連続性」を有する築堤部の遺構が「現地保存」されたとはいえない。また、JR見解（2025. 8. 6）では、1～4街区の「高輪築堤の保存・継承」の一つとして「高輪築堤の記憶・連続性を表現するランドスケープ」をあげているが、これは保護措置における「記録保存」の成果の活用位置づけられるものである。
- ④このように1～4街区の保護措置において、4街区の信号機跡を含む築堤跡の可能な限り長い区間の遺構の「現地保存」が実現できなかったことを踏まえ、5・6街区においては、わが国最初期の信号機跡と推定される信号機跡、及び海上築堤の鉄道らしい「連続性」を有する築堤部100m以上の区間の「現地保存」を要望する。海上築堤の鉄道らしい「連続性」を有する築堤部の長さの根拠は、4街区の高輪築堤跡の景観に拠っている（別紙）。
- ⑤上記の遺構は、国史跡「旧新橋停車場跡及び高輪築堤跡」と一連のものであり、国指定史跡にふさわしい文化財的価値を有している。したがって、「現地保存」した後に、

国史跡「旧新橋停車場跡及び高輪築堤跡」に追加指定されることが必要になると考える。なお、『「史跡旧新橋停車場及び高輪築堤跡」における高輪築堤跡保存活用計画書』には、「計画対象範囲内における追加指定」として、「計画対象範囲内において遺構を土中保存している箇所や、遺構が確認されていない箇所等における高輪築堤跡及び関連する遺構については、遺構の遺存状況と周辺の開発状況等に応じて条件が整った場合、史跡の追加指定について、行政機関と協議を行う。」と明記されている。

⑥1～4 街区の保護措置については、2021 年 12 月 8 日の第 12 回高輪築堤調査・保存等検討委員会で取り上げた、4 街区の第 7 橋梁南横仕切堤跡の「移築保存」が検討課題となっている。ここではその後の検討経緯について説明を求めるとともに、改めて第 7 橋梁南横仕切堤跡の「移築保存」について協議することにした。

⑦2025 年 4 月 9 日の第 54 回高輪築堤調査・保存等検討委員会に提出された J R 見解には「まちづくりと高輪築堤の保存・継承等の両立へ向けて」という文言があるが、ここでいう「両立」とはどのようなあり方を示すものなのか、委員と見解を共有する必要がある。

以上のような委員の見解を、5・6 街区の高輪築堤跡の文化財的価値及び保護措置についての次の段階の協議に向けて提示する。

資料 1 別紙



① 4 街区の高輪築堤跡の景観（北から）

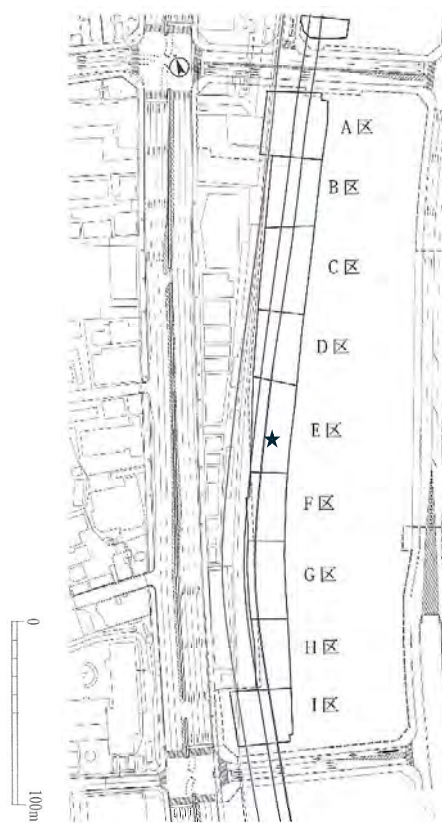


② 4 街区の高輪築堤跡の景観（南から）



③ 4 街区の高輪築堤跡の景観（空中写真・南から）

赤枠：長さ約 100m の範囲



④ 4 街区の高輪築堤跡

星印：信号機跡

(①・③・④：港区教育委員会『高輪築堤跡—品川開発プロジェクト（第Ⅰ期）等発掘調査概要—』
2023、一部加筆)